



# 山形県公報

平成23年2月25日（金）  
第2222号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………（長寿社会課）…153
- 介護保険法による指定研修実施機関の指定……………（ 同 ）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…154
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（ 同 ）…155

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…156

## 告 示

### 山形県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。  
平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指 定 期 間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

### 山形県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、介護支援専門員実務研修の指定研修実施機関を次のとおり指定した。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定研修実施機関の名称	指定研修実施機関の所在地	指 定 期 間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

**山形県告示第121号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社そよ風の森	ケアプランセンターそよ風の森 鶴岡市下川字龍花崎41番1035号	居 宅 介 護 支 援	平成23. 2. 15

**山形県告示第122号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	結 城 壽 雄	天童市大字窪野目287番地

**山形県告示第123号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	熊 澤 助 一	天童市大字窪野目156番地3

**山形県告示第124号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	大 場 久 夫	酒田市宮内字六ッ新田41番地

**山形県告示第125号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年2月25日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字梓川字道上893番1から		旧	50.5メートル	メートル 271
同 779番1まで			12.5	
同	上	新	64.0メートル	同 上
			15.0	

**山形県告示第126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年2月25日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市中田町前川原一711番2から		旧	11.0メートル	メートル 80
同 711番4まで			10.5	
同	上	新	21.0メートル	同 上
			10.5	

**企 業 局 関 係**

**規 程**

**山形県企業管理規程第1号**

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年2月25日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

**山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程**

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項第12項に次の4号を加える。

(25) 交付金	○			
(26) 共有設備費等分担額及び共有設備	○			
(27) 企業債償還金、企業債利息、借入金償還金及び借入金利息		○		
(28) 敷金		○	○	

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成23年6月25日まで縦覧に供する。

平成23年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン酒田  
酒田市泉町214番地外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
ロック開発株式会社	東京都千代田区神田佐久間河岸67番	羽 間 和 彦

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
ロック開発株式会社	東京都千代田区神田佐久間河岸67番	大 門 淳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生
株式会社ブックバーン	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号	柿 内 宏 一
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 政 男
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸 橋 友 良
株式会社やまや	宮城県塩釜市新浜町一丁目11番19号	川 崎 徹
ホームック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号	前 田 勝 敏
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延
有限会社宅の店	酒田市中町三丁目4番13号	伊 藤 み ほ

ジャスフォート株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	本 田 進
-------------	-------------------	-------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	中 山 章
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 政 男
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸 橋 友 良
株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	藤 原 政 博
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口5228番地	小 楠 昭 彦
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成22年5月27日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成22年5月18日

ロ 株式会社ブックバーンに係るもの 平成18年5月18日

ハ 株式会社やまやに係るもの

(イ) 代表者の氏名に係るもの 平成17年6月1日

(ロ) 住所に係るもの 平成22年9月1日

ニ ホーマック株式会社に係るもの 平成16年8月31日

ホ 株式会社デンコードーに係るもの 平成18年4月30日

へ 有限会社宅の店に係るもの 平成18年8月31日

ト ジャスフォート株式会社に係るもの 平成19年3月31日

チ 株式会社大創産業、株式会社ハニーズ、株式会社ライトオン及び株式会社西松屋チェーンに係るもの 平成16年12月10日

リ 株式会社雑貨屋ブルドッグに係るもの 平成18年5月1日

ヌ 株式会社メガネトップに係るもの 平成19年10月5日

## 4 届出年月日

平成23年1月21日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年6月25日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見